

## 中東知的財産ニュースレター Vol. 11 (特別号 – GCC 商標法)

サウジアラビア商標局は、湾岸協力会議 (GCC) 商標法および施行規則を導入し、2016年9月29日から実施しました。本稿では、サウジアラビアにおける GCC 商標法とその施行規則の現状について考察し、これら新法と施行規則がサウジアラビアに与える主な影響に焦点を当てることとします。また、他の湾岸諸国における GCC 商標法の現状についても説明します。

### GCC 商標法と施行規則

GCC 商標法が長い過程を経て、遂にサウジアラビアに導入されました。2014年5月19日サウジアラビア官報により、GCC 商標法の導入が認められ、これに関する勅令が既に準備されていることが明らかにされました。

その後すぐに2014年5月27日付けの勅令 M/51 号により、GCC 商標法は、その公布から90日後に発効する旨伝えられました。しかし、2016年7月1日の官報で GCC 商標法 (およびその施行規則) が公布されるまで、長い間、進展はありませんでした。

サウジアラビアでの法制定手続きは、通常、それに関する勅令がサウジ官報にて公布されるという過程を要します。しかし勅令 M/51 号は官報による公布はありませんでした (サウジ諮問評議会専門家局のウェブサイトにてコピーの閲覧が可能です、通常の官報による公布はなされていません)。

このような状況から、同法とその施行規則の実施について、最近まで明確ではありませんでした。しかしこの発表のとおり、GCC 商標法とその施行規則が導入され、2016年9月29日 (2016年7月1日の GCC 商標法の公布から90日後) に発効しました。

### 新法と施行規則がサウジアラビアに与える影響

GCC 商標法とその施行規則がサウジアラビアへ与える影響は、他の湾岸諸国が受ける影響よりも大きなものとなります。なぜならば、新法と施行規則により、旧サウジ商標法 (GCC 商標法導入後廃止) には含まれなかった多くの規定や、重要な手続き上の変更が導入されるからです。

GCC 商標法により導入される主な変更点は以下の通りです：

- 公的手数料金の改定

湾岸諸国の商標局が設定する公的手数料は多くの注目を集めています。(2016年7月1日のサウジ官報で公布された) 施行規則が定める公的手数料の値上げ、値下げは以下の通りです：

- 商標登録 (申請から登録まで) : USD 1,865 から USD 1,735 へ7%の値下げ
- 商標の更新 : USD 1,600 から USD 1,735 へ8%の値上げ
- 商標への異議申立て : 無料から USD 270 への値上げ

しかし 2016 年 9 月 29 日の GCC 商標法発効時において、サウジ商標局は、商標の登録料金について、上記の施行規則が定める金額への値下げをしないことを決定しました。

よって、GCC 商標法導入後のサウジ商標局に支払うべき公的手数料は、下記の通りすべて値上げされました：

- 商標登録(申請から登録まで)：USD 1,865 から USD 2,400 へ 29%の値上げ
- 商標の更新：USD 1,600 から USD 1,735 へ 8%の値上げ
- 商標への異議申立て：無料から USD 270 への値上げ

これら公的手数料の改定は、バーレーンやクウェートでの GCC 商標法導入による変更にと比べると、大幅な改定ではありません。

しかし、今後さらなる料金改定がないとは限りません。サウジ商標局が正式に GCC 商標法および施行規則を導入した今、公的手数料がさらに改定される可能性もあります。

- 色、色彩、音、匂いなど非伝統的な新形態による商標の導入

旧サウジ商標法は「登録可能な商標」に形状も含め、立体的商標の登録を認めていました。GCC 商標法は、この定義を広げ、色、色彩、音、匂いなどの非伝統的な形態による商標の登録も認めています。

当然ながら、それら非伝統的商標の登録が法的に認められている世界の他の地域でも承知の通り、このような法律が存在するからと言って、非伝統的商標の登録が必ずしも容易になるわけではありません。

- 異議申立て期間の 60 日間への短縮

旧サウジ商標法が定める異議申立て期間は 90 日間でした。GCC 商標法は、これを 60 日間と定め、延長は一切認められません。

- 異議申立ては商標局が対応

旧サウジ商標法では、異議申立ては（行政裁判所の）苦情処理委員会に申請し、商標登録出願の拒絶に対する不服申立ては商標局で審理することが定められていました。しかし GCC 商標法および施行規則では、商標局が異議申立てを審理することが定められています。

また、GCC 商標法施行規則は、異議申立ての基本手続きを次のように規定しています：

- 商標局は、異議申立ての受領後 30 日以内に、権利者にその旨通知しなければなりません。
- 権利者は、通知受領後 60 日以内に、反対意見を提出しなければなりません。この期間は延長不可です。
- 商標局は、両当事者の意見陳述および証拠提出のための聴聞会を設けることができます。
- 聴聞会后 90 日以内に、商標局は決定を下さなければなりません。

これまで、サウジアラビアにおける異議申立ての審理手続きは、数ヵ月から数年に渡り、苦情処理委員会によって聴聞会が繰り返し行われることが一般的でしたが、新法の導入に伴い、この期間は大幅に短縮され、経費の削減にも繋がるものと思われます。

- 審査方法の変更

湾岸地域の他の商標局と同様、サウジアラビア商標局も通常商標登録出願の審査において、他の分類の商品／サービスを考慮することはありませんでした。また、同じ分類の商品／サービスは、その具体的な商品やサービス内容にかかわらず、類似するものみなすことが一般的でした。

しかし、GCC 商標法は「同じ分類に含まれる商品あるいはサービスは、必ずしも類似するとは限らない。また、異なる分類に含まれる商品あるいはサービスは、必ずしも類似しないとも限らない。」と、明確に示しています。この概念の導入により、サウジアラビアでの審査方法に大きな変更があるかもしれません。審査官がこの規定をどのように解釈するのか、その運用が注目されます。

- 周知商標に対する保護の拡大

GCC 商標法は、同一／類似商品またはサービスに関し“周知商標あるいは、その主要部分の模写、模倣、翻訳”に相当する商標の登録を禁じています。また同法は、類似しない商品および／またはサービスに関しても、その商標の使用により、商品間あるいはサービス間に関連性が暗示され、周知商標の権利者が損害を被る可能性がある場合、その商標の登録を禁止しています。

GCC 商標法は、周知商標の「主要部分」（よって、商標全体である必要はない）と同一あるいは類似する商標の出願人という表現により、商標の部分について定めていない旧サウジ商標法よりも徹底したものとなっています。

さらに GCC 商標法は「商標の登録期間または使用期間、登録されているまたは周知商標として認知されている国の数、商標の付加価値、商標がもたらす商品および／またはサービスの宣伝効果」も考慮することとして、周知商標の判断基準を規定しており、（この点を定めていない）旧サウジ商標法よりも徹底したものとなっています。

上記の点に加え、GCC 商標法および施行規則には、誤って登録された商標の取り消しを可能にする規定や、取締りを強化する規定など、他にも優れた規定が多く含まれています。そのため、サウジアラビアでの GCC 商標法の導入は、前向きな変化への一歩であり、調整期間後、サウジアラビアに登録する商標権者は、大いに利益を享受するものと期待されます。

## 他の湾岸諸国における GCC 商標法の現状

- バーレーン – 2016年5月29日にGCC商標法を制定しました。GCC商標法の導入により、バーレーン商標局の公的手数料の値上げなど、様々な変更が生じました：
  - 商標登録料：USD 320 から USD 1,035 への値上げ
  - 商標更新料：USD 18 から USD 1,032 への値上げ
  - 商標異議申立料：USD 18 から およそ USD 316 への値上げ

- **クウェート** – 2015年法第13号の施行規則が2015年の閣僚決議第500号により承認され、2015年12月28日にGCC商標法が制定されました。2015年12月27日に2015年閣僚決議第500号が發布され、2015年12月28日にクウェートで施行規則が発効しました。  
GCC商標法の導入により、クウェートでは、公的手数料の値上げや、異議申立て期間が(30日から)60日に延長されるなど、様々な変更が生じました。
- **カタール** – カタールでは、まだGCC商標法は導入されていません。2014年法第7号(2014年6月8日發布)は、施行規則の制定から6ヵ月後に、自動的にカタールでGCC商標法が発効すると定めています。  
また、2014年法第7号により(2006年度版のGCC商標法を批准する)2007年法第18号は無効となりました。同法は、現行のGCC商標法に矛盾する規定は無効であることを定めていますが、商標、商号、地理的表示、意匠に関する2002年法第9号については具体的に言及していません。  
そのため、紛争が生じる可能性を避けるためにGCC商標法の規定に矛盾するか否かにかかわらず2002年法第9号の規定を無効とするのか、あるいは、同法が現在も有効であるのか、明らかではありません。  
2014年法第7号にはGCC商標法のコピーが添付されています。一方、バーレーンやクウェートでは、施行規則においてGCC官報で発表されたGCC商標法の本文が参照されています。実施上は(どの国も同じGCC商標法を導入しているので)どちらも変わりありませんが、仕組みが微妙に異なります。
- **オマーン/アラブ首長国連邦(UAE)** – 現在のところ、オマーン、UAEのいずれにおいてもGCC商標法は導入されていません。また2013年度版のGCC商標法に関する法規は何も發布されていません。そのため、これらの国において、いつどのようにGCC商標法が導入されるのか、現時点では、明らかではありません。

[特許庁委託]  
中東知的財産ニュースレター Vol. 11 (2017年3月)

[著者]  
Clyde & Co  
Middle East Regional Office  
PO Box 7001, 15F, Rolex Tower, Sheikh Zayed Road, Dubai, U.A.E.  
Tel: +971 4 384 4000 Fax: +971 4 384 4004 Email: ip@clydeco.ae



[発行]  
日本貿易振興機構 ドバイ事務所  
Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.  
Tel: +971 4 3880601 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp



2017年3月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Clyde & Co が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。